

# 資 料

## 武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者（以下「関係者」という。）相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にして、地域に住む人々への支援を行ううえでの課題を解決するため、武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携に関する次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
- (2) 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築及び推進に関すること。
- (3) 関係者の情報共有の支援に関すること。
- (4) 関係者と武蔵野市在宅医療・介護連携相談支援事業実施要綱（平成27年7月1日施行）第2条第2項に定める武蔵野市在宅医療介護連携支援室との連携に関すること。
- (5) 関係者の研修に関すること。
- (6) 在宅医療及び在宅介護に関する啓発に関すること。
- (7) 関係者と東京都多摩府中保健所及び関係自治体との連携に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 介護関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部地域支援課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

## 平成 27 年度 協議会委員・部会委員名簿

### 武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会

(任期：平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

(◎：会長、○：副会長)

氏名 (敬称略)	所属	選任区分
◎田原 順雄	一般社団法人武蔵野市医師会	医療関係者
天野 英介	一般社団法人武蔵野市医師会病院部	医療関係者
鈴木 健太郎	公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会	医療関係者
小安 邦彦	一般社団法人武蔵野市薬剤師会	医療関係者
鎌田 智幸	武蔵野赤十字病院医療連携センター	医療関係者
徳竹 智子	武蔵野市訪問看護・訪問リハビリテーション事業者 連絡会議	医療関係者
○武田 好乃	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会	介護関係者
原田 由美子	武蔵野市訪問介護事業者連絡会議	介護関係者
小川 正幸	武蔵野市通所介護・通所リハビリテーション事業者 連絡会議	介護関係者
福島 文昭	公益財団法人武蔵野市福祉公社	福祉関係者
都賀田 一馬	在宅介護支援センター	福祉関係者
三宅 珠美	地域活動支援センター	福祉関係者
荻原 美代子	武蔵野市地域包括支援センター	福祉関係者
中島 康子	武蔵野市基幹相談支援センター	福祉関係者
山本 祥代	公益財団法人武蔵野健康づくり事業団	保健関係者
山口 久美子	東京都多摩府中保健所	行政関係者
笹井 肇	武蔵野市健康福祉部長	行政関係者

### 入退院時支援部会 (平成 27 年 8 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日)

		氏名 (敬称略)	所属
1	部会長	齋藤 恭子	武蔵野赤十字病院 医療連携センター
2	副部会長	石井 いほり	武蔵野市医師会 在宅医療介護連携支援室
3	副部会長	齋藤 大介	通所介護・通所リハビリテーション連絡会議
4		井上 俊之	武蔵野市医師会
5		天野 英介	武蔵野市医師会 (病院部)
6		小林 敦	武蔵野市歯科医師会
7		下田 純一	居宅介護支援事業者連絡協議会
8		山口 寿美枝	居宅介護支援事業者連絡協議会
9		後藤 隆太郎	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
10		徳竹 智子	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
11		冬野 晃二	吉祥寺南病院 地域医療連携室
12		服部 健一	武蔵野陽和会病院 医療福祉相談室
13		荻原 美代子	武蔵野市地域包括支援センター (基幹型)
14		川下 安梨	武蔵野市地域包括支援センター (基幹型)
15		庄司 幸江	在宅介護支援センター
16		篠宮 妙子	在宅介護支援センター
17		畠山 英樹	武蔵野市 健康福祉部 生活福祉課
18		梅澤 陽子	生活福祉課

### ICT 連携部会 (平成 27 年 8 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日)

		氏名 (敬称略)	所属
1		渡辺 滋	武蔵野市医師会
2		田原 順雄	武蔵野市医師会
3		井上 俊之	武蔵野市医師会
4		東郷 清児	武蔵野市医師会
5		石井 いほり	武蔵野市医師会 在宅医療介護連携支援室
6		鎌田 智幸	武蔵野赤十字病院 医療連携センター
7		武田 好乃	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
8		水村 裕一	武蔵野市歯科医師会
9		松田 英恵	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
10		田中 恭子	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
11		平山 貴之	訪問介護事業者連絡会
12		荻原 美代子	武蔵野市地域包括支援センター (基幹型)
13		武永 慶志	武蔵野市地域包括支援センター (基幹型)
14		都賀田 一馬	在宅介護支援センター
15		笹井 肇	武蔵野市健康福祉部長

**多職種連携推進・研修部会（平成27年8月28日～平成29年3月31日）**

		氏名（敬称略）	所属
1	部会長	田原 順雄	武蔵野市医師会
2	副部会長	高橋 洋子	武蔵野市福祉公社
3	副部会長	金丸 絵里	武蔵野市地域包括支援センター（基幹型）
4		井上 俊之	武蔵野市医師会
5		鈴木 健太郎	武蔵野市歯科医師会
6		小安 邦彦	武蔵野市薬剤師会
7		大瀧 信幸	武蔵野赤十字病院 医療連携センター
8		藤澤 節子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
9		須藤 演子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
10		末永 輝幸	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
11		田中 まり	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
12		黄田 卓	訪問介護事業者連絡会議
13		山本 清次	通所介護・通所リハビリテーション連絡会議
14		松原 友子	在宅介護支援センター
15		小嶋 敏晴	在宅介護支援センター
16		酒井 裕美	障害者福祉課 基幹相談支援センター
17		矢野 徹	障害者福祉課 基幹相談支援センター
18		本間 聡	武蔵野健康づくり事業団
19		三澤 愛子	東京都多摩府中保健所
20		高橋 利恵子	武蔵野市 健康福祉部 生活福祉課
21		岩竹 芳	生活福祉課
22		渋谷 智恵子	健康課
23		黒川 美恵	健康課

**普及啓発部会（平成 27 年 8 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日）**

		氏名（敬称略）	所属
1	部会長	篠崎 武	武蔵野健康づくり事業団
2	副部会長	興石 みゆき	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
3	副部会長	浅野 彰	訪問介護事業者連絡会議
4		石井 いほり	武蔵野市医師会 在宅医療介護連携支援室
5		秋本 陽介	武蔵野市歯科医師会
6		田中 敦子	武蔵野市薬剤師会
7		齋藤 恭子	武蔵野赤十字病院 医療連携センター
8		竹添 睦子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
9		堀 るつ子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
10		佐藤 里美	訪問看護・訪問リハビリテーション事業者連絡会議
11		堀田 千寿	武蔵野市地域包括支援センター（基幹型）
12		村田 学	在宅介護支援センター
13		松井 弘樹	地域活動支援センター
14		山本 祥代	武蔵野健康づくり事業団
15		浦野 春美	武蔵野健康づくり事業団
16		佐藤 肇	武蔵野市 健康福祉部 健康課
17		中田 有紀	健康課



部会合同会議（平成 27 年 8 月 28 日）

## 武蔵野市在宅医療・介護連携相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な関係者の連携に関する相談等に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うことで、地域で安心して在宅療養を継続できるようにするため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第4号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の8第5号の規定に基づき武蔵野市在宅医療・介護連携相談支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 事業の実施主体は、武蔵野市とし、市長は、事業の円滑な遂行のため、一般社団法人武蔵野市医師会（以下「医師会」という。）に業務を委託するものとする。

2 医師会は、在宅医療及び在宅介護の提供に必要な連携に関する相談窓口として、武蔵野市在宅医療介護連携支援室を設置する。

(実施内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 在宅医療及び在宅介護に関する関係者からの相談及び当該関係者間の調整に関すること。
- (2) 訪問診療及び往診に係る状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 病院及び介護施設に係る状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (4) 在宅医療及び在宅介護に関する関係者相互間の情報共有の支援に関すること。

(職員の配置)

第4条 医師会は、事業の実施にあたって、専任の相談員を配置するものとする。

(実施上の留意点)

第5条 事業の実施に携わる者は、支援の対象となる者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託料)

第6条 委託料の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

2 委託料の支払に必要な手続及び方法は、武蔵野市会計事務規則（昭和39年11月武蔵野市規則第33号）に定めるところによる。

(その他)



第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

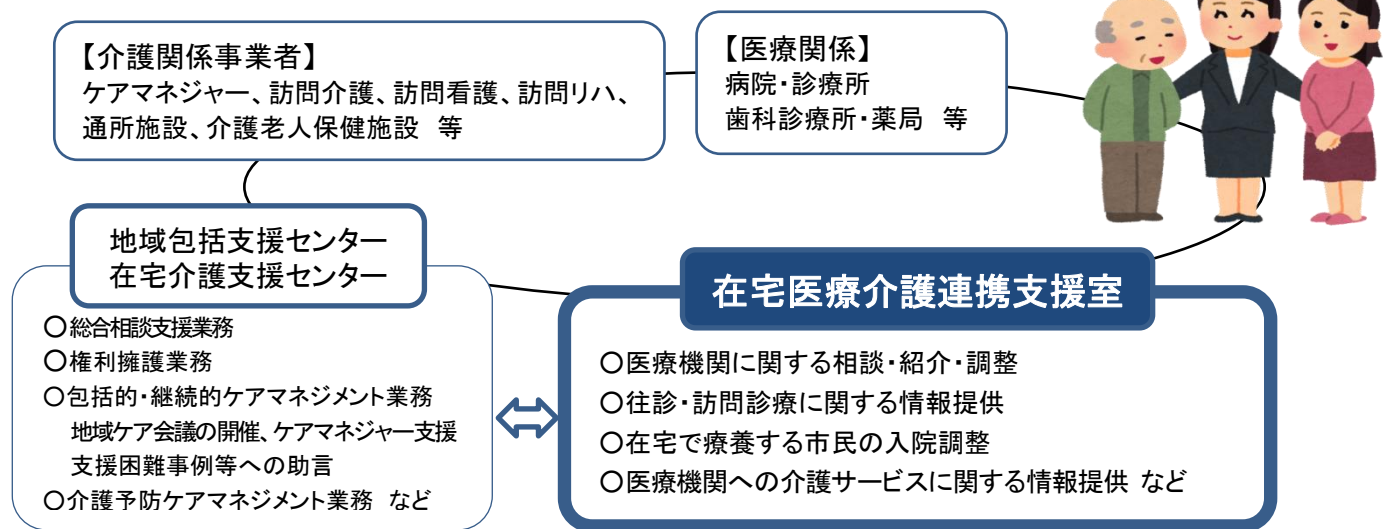
この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

# 医療・介護・福祉関係機関の皆様へ 武蔵野市在宅医療介護連携支援室開設のお知らせ

平成 27 年 7 月 1 日より、医療機関や介護関係者の各種サービスに関する相談窓口として、「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」を武蔵野市医師会館内に開設しました。

この事業は、平成 27 年度から介護保険法の地域支援事業にて制度化された「在宅医療・介護連携推進事業」の一つである「在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」として実施します。

武蔵野市は、武蔵野市医師会の協力のもと、医療と介護の関係機関や多職種連携を推進し、市民の在宅療養生活を支援します。



- 医療、介護関係者からの相談に対応します。
- 地域包括支援センター・在宅介護支援センターと連携して対応します。
- ICT (MCS) の利用に関するサポートをします。



例えば…こんな相談をお受けします。

- 在宅医療を希望する方の相談を受けただけで、訪問してくれる医療機関を調べたい。
- 退院してくる方の在宅療養について相談したい。
- ICT (MCS) の操作方法を教えてほしい。
- 訪問してくれる歯科医師や薬剤師を教えてほしい。 等

相談内容に応じ医療機関や事業所等へ訪問します。事前にご相談ください。

相談日	月・火・木・金
相談時間	9時～17時
電話番号	0422-39-8780
FAX	0422-39-8781
E-mail	musashi-renkei@iaa.itkeeper.ne.jp
相談担当	社会福祉士／介護支援専門員 石井 ICT サポート担当 上村

## 退院前カンファレンスで必要な情報

対象者氏名 \_\_\_\_\_ 様 (性別) \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

介護度： \_\_\_\_\_ 身障手帳 \_\_\_\_\_

利用するサービス

カンファレンス実施日：〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 時間：〇時〇〇分～〇時〇〇分 場所：△△△病院

参加者	(所属) (氏名)
-----	-----------

入院中までの経過	
ADL とケア	① 移動と移乗
	② 食事の内容と介助方法
	③ 排せつ
	④ 寝具と体位交換・褥瘡・皮膚トラブル
	⑤ 入浴・保清の方法と頻度・更衣・整容
	⑥ 口腔ケア・吸痰
	⑦ 睡眠
	⑧ 認知機能・精神面
	⑨ 服薬
	⑩ 医療処置
入院中の様子と入院前後の変化	
家族状況	
経済状況	
本人の希望・心配事	
家族の希望・心配事	
生活の目標	

確認事項	必要な医療器具・福祉用具は？ 使い方の習得
	自宅で使用する消耗品の準備は？
	介護方法、介助方法は習得できているか？
	今後予測される課題・対策 (在宅生活における注意点)

退院日	
緊急連絡先・連絡方法	

## 入院時 申し送り事項

対象者氏名 \_\_\_\_\_ 様 (性別) \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 介護度: \_\_\_\_\_ 身障手帳 \_\_\_\_\_

利用していたサービス  
 サービス担当者・事業所・連絡先

(カンファレンス実施日: ○○年○○月○○日 (○) 時間: ○時○○分~○時○○分 場所: △△△病院)

参加者	(所属) (氏名)
-----	-----------

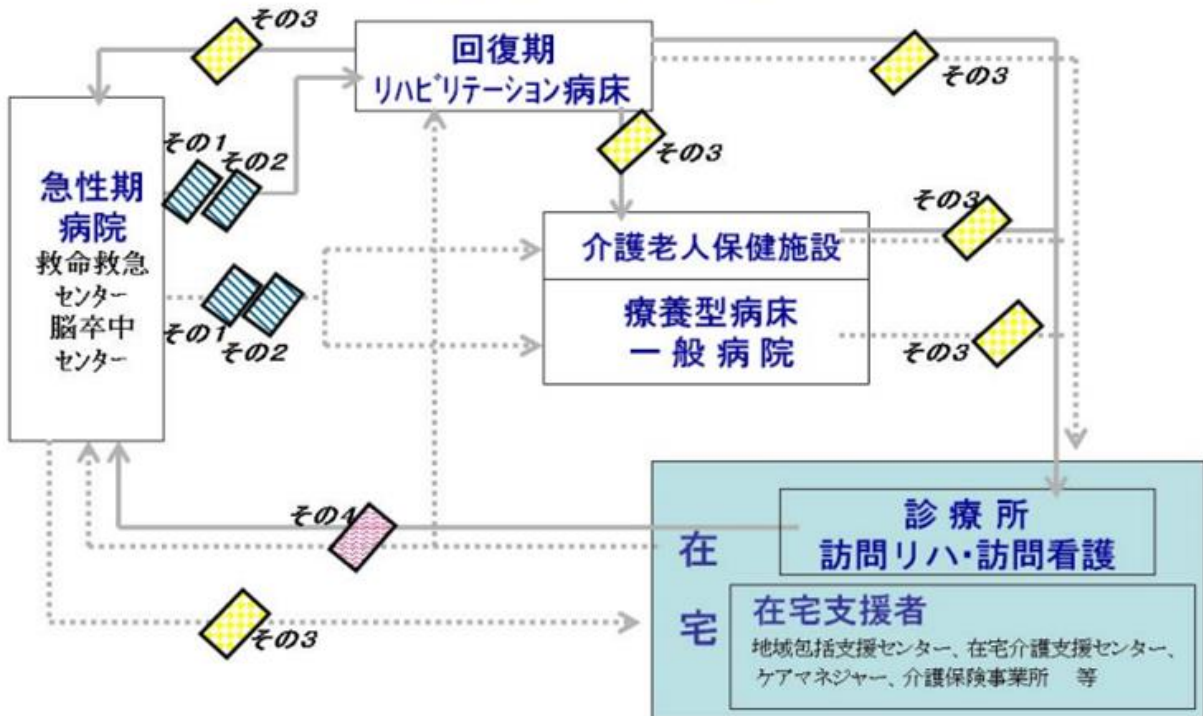
<b>入院前の状況</b>	
ADL とケア	① 移動と移乗
	② 食事の内容と介助方法
	③ 排せつ
	④ 寝具と体位交換・褥瘡・皮膚トラブル
	⑤ 入浴・保清の方法と頻度・更衣・整容
	⑥ 口腔ケア・吸痰
	⑦ 睡眠
	⑧ 認知機能・精神面
	⑨ 服薬
	⑩ 医療処置
<b>入院までの経過</b>	
家族状況	
経済状況	
<b>生活歴</b>	
<b>趣味・特技</b>	
<b>家庭環境</b>	
<b>インフォーマルサービス等</b>	
本人の希望・心配事	
家族の希望・心配事	
<b>在宅生活の目標</b>	

<b>入院後、予測される課題・対策</b>	
-----------------------	--

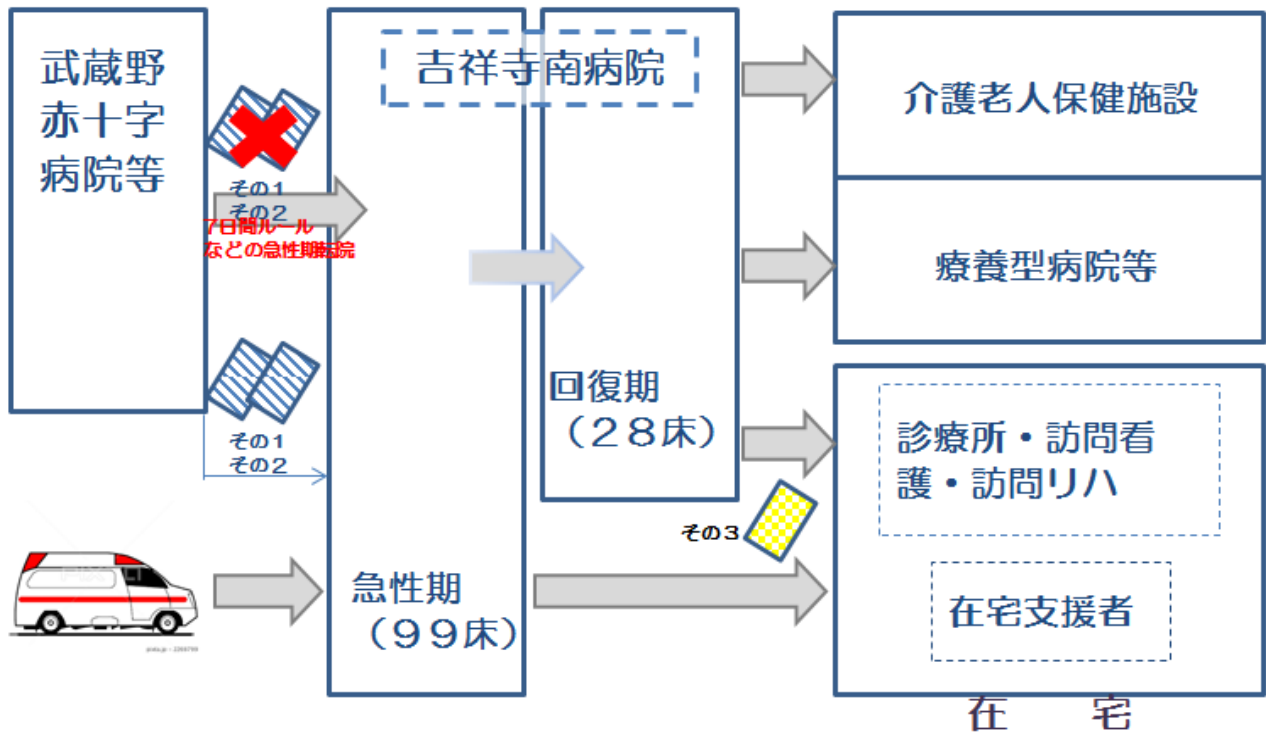
緊急連絡先・連絡方法	

地域連携診療計画書（連携パス）その3、その4のさらなる活用について

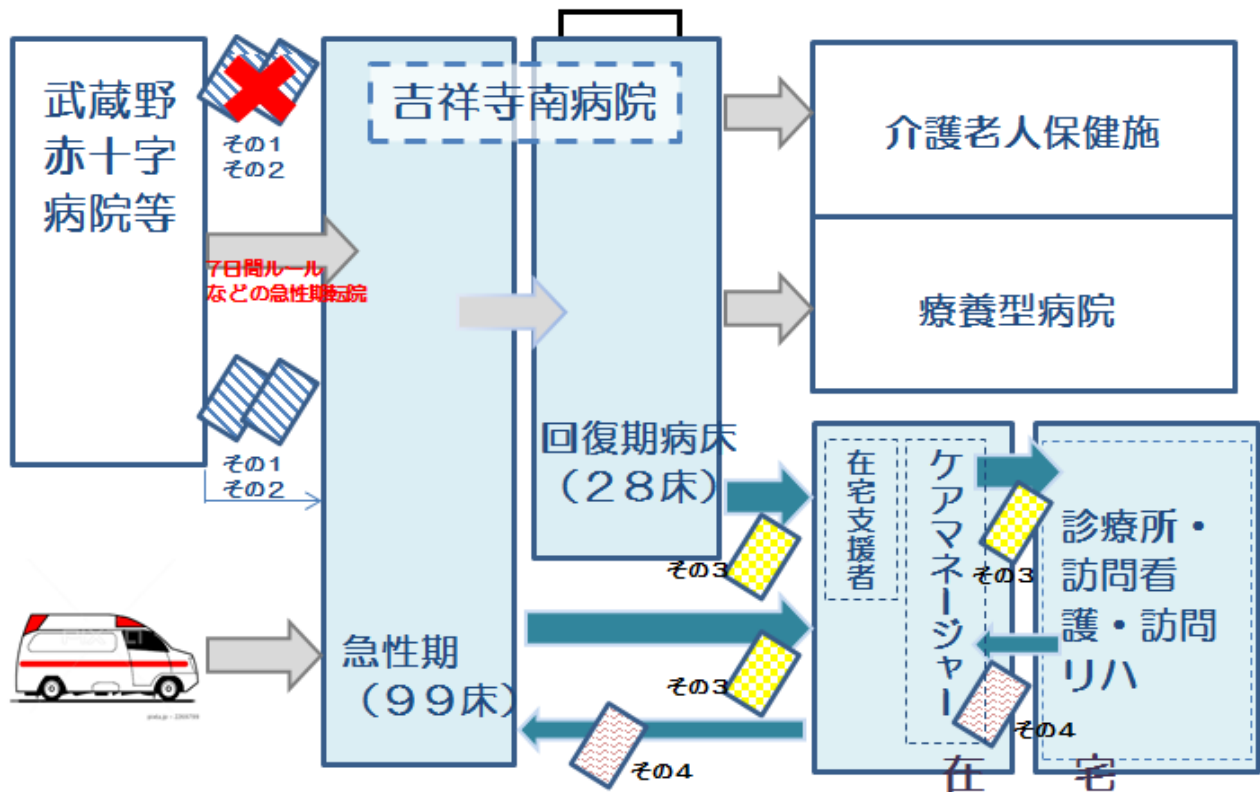
## 北多摩南部脳卒中 地域連携診療計画書 （連携パス）の流れ



## これまでの当院の入院患者の流れ



## 吉祥寺南病院で行っている連携パスその 3 発行の取組み



### 連携パス その 3 (地域連携診療計画書) 発行の要件

1. 居住地域  
 武蔵野市在住者で以下の地区に住む者  
 ○吉祥寺南町・吉祥寺東町・御殿山1丁目(ゆとりえ担当地区)  
 ○吉祥寺本町・御殿山2丁目(本町在支担当地区)
2. 要介護状態に該当する者  
 ○担当ケアマネジャーがいる  
 ○初めて要介護状態になり担当ケアマネジャーが間に合わない場合は在宅介護支援センターのケアマネジャーに協力を依頼する
3. 院内カンファレンスを実施する必要がある者  
 ○介護状態や利用サービスの変更が無い場合は該当しない  
 ○他の病院、施設等に他院する者は該当しない

### その他

上記の条件を満たした場合は連携パスその 3 を発行する。  
 入院病棟は問わない(急性期、回復期とも発行可)

診療報酬算定は介護支援連携指導料 300点を算定する

